

地方創生に求められる公民館の役割

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

西井 知紀



<本日の説明内容>

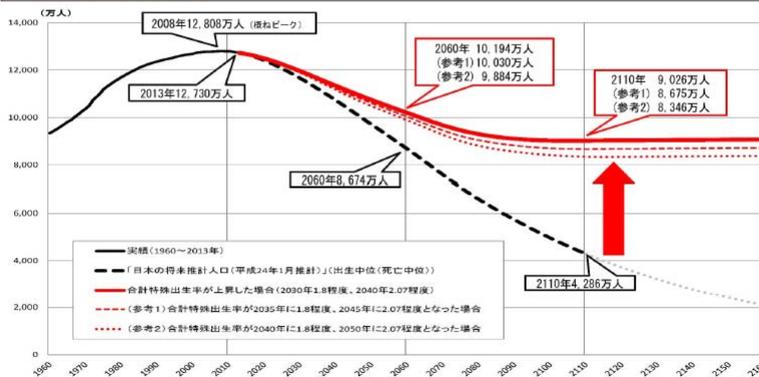
- I. 地方創生に向けた取組
 - II. 経済・財政一体改革の動向
 - III. 文部科学省の取組
- [参考]公民館関係データ集

I. 地方創生に向けた取組

将来推計人口の動向

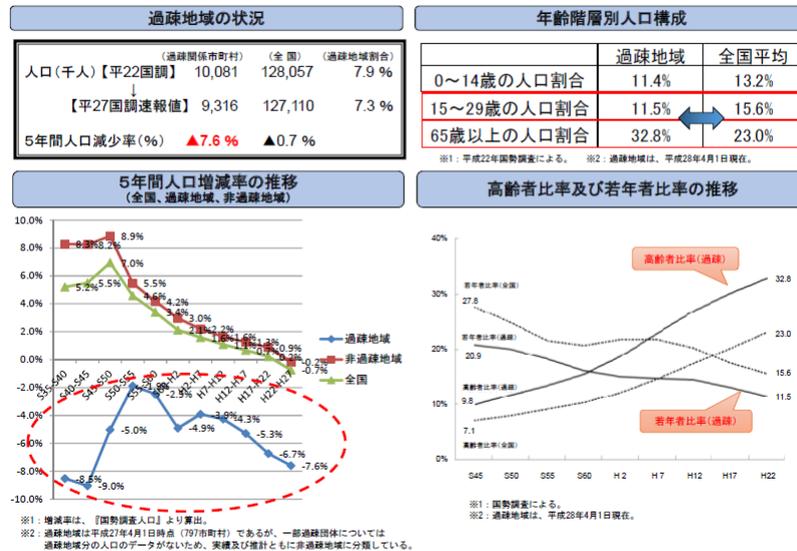
平成28年9月26日
 小さな拠点・地域運営組織の形成に
 関する都道府県担当者説明会
 (まち・ひと・しごと創生本部事務局説明資料)

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見込まれている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



(注1) 実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
 (注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

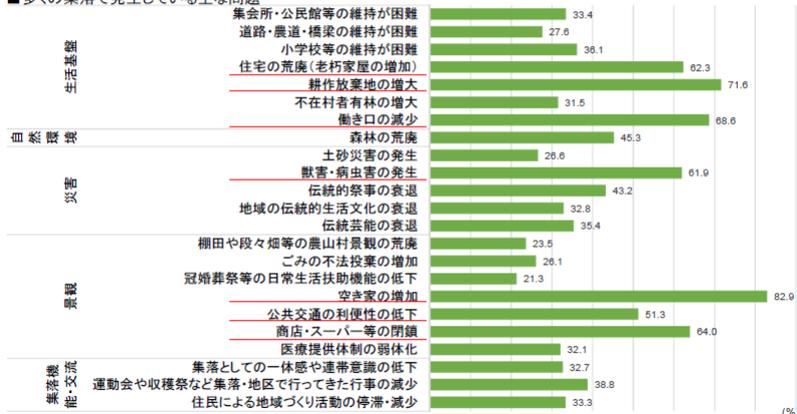
過疎地域の現状等について



コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難となってきた。

■ 多くの集落で発生している主な問題



出典:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28年9月国土交通省、総務省)
http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000095.html

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

（４）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしている生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

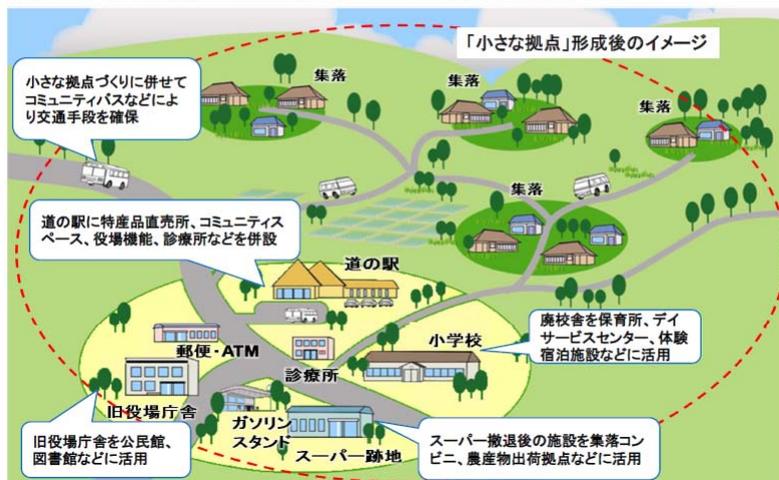
このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す
- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体を目指す。

「小さな拠点」とは

小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組

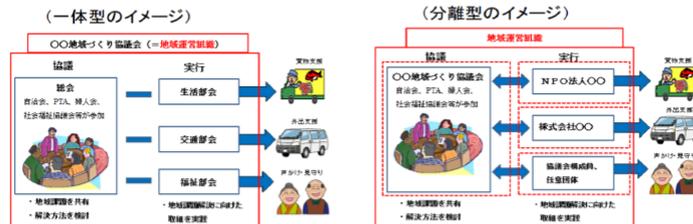


「地域運営組織」とは

地域運営組織とは

暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書より
 <平成28年3月 総務省>

- 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が、定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
- 地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある



活動実績

- 活動範囲は主に「小学校区(旧小学校区)」(概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア)
- 全国で1,680組織(494市町村)
- 現在、一部または全域に地域運営組織が存在しない市町村においても、88%の市町村(有効回答1,093市町村のうち965市町村)が必要性を認識
- 主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買物支援など幅広い
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱

「地域運営組織」と公民館等の社会教育施設の連携

現状

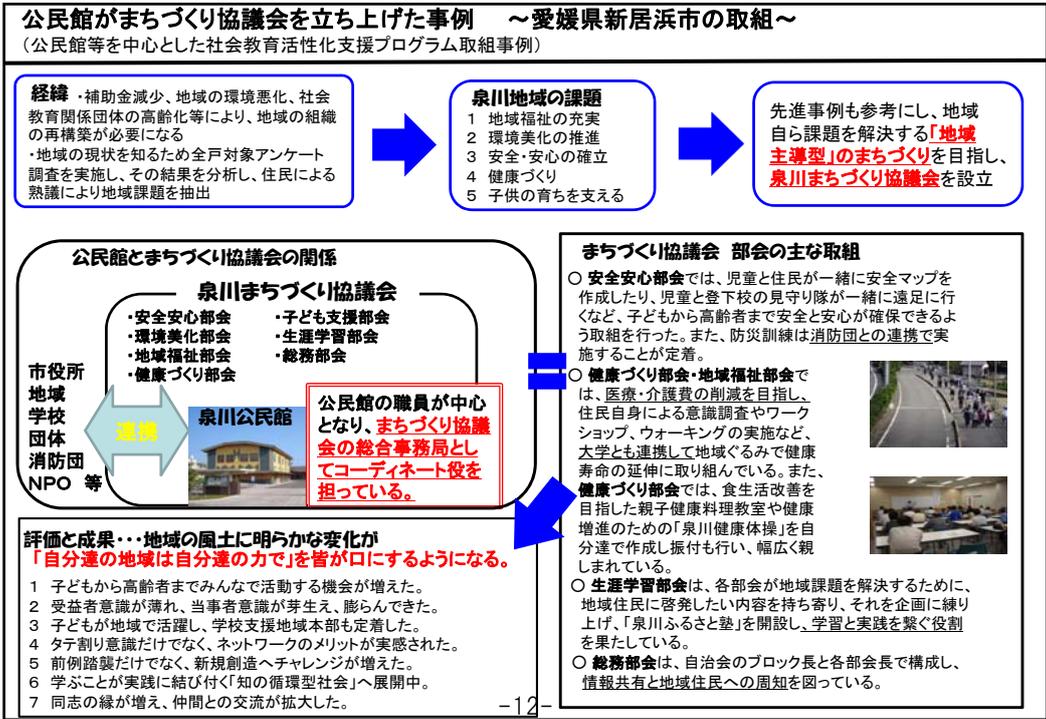
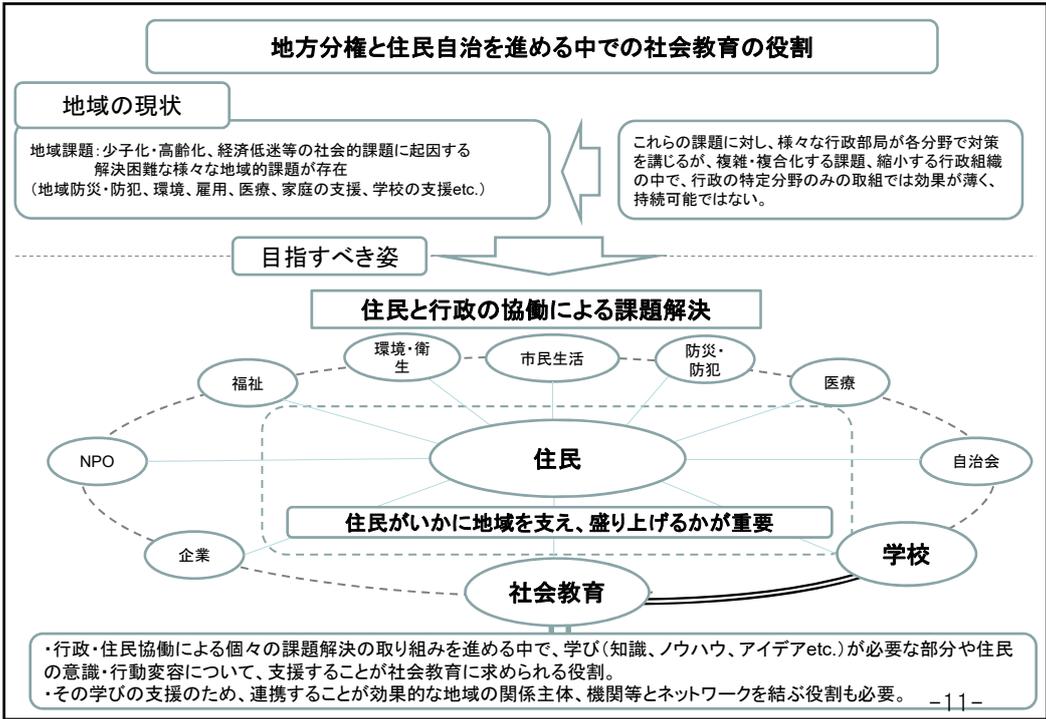
- 「地域運営組織」の活動拠点は、公民館、図書館等の自治体保有施設の一部が最も多い。(30%)
- 設置単位は、「小学校区」が多く、公民館を中心とした社会教育活動の範囲とも整合し、妥当な範囲。
(平成27年3月総務省報告書)

課題と解決方向

人材の育成・確保(地域づくりの自覚の形成やスキル磨き)

- 地域運営組織の立ち上げに当たっては、地域住民を主体としたワークショップの開催等を積極的に推進し、住民の当事者意識を醸成することにより、自主的に地域運営組織のリーダーや担い手などの役割を分担するとともに、学びの場を設け、必要な知識の修得等を進めることが必要である。そのためには、ワークショップの効用の発信や公民館との連携、ファシリテーター・中間支援組織等外部の専門人材の活用、都道府県や市町村の支援が求められる。

(「地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて—平成28年8月10日 有識者会議中間とりまとめ



住民主導の地域の課題解決、地域づくりの事例 ～秋田県北秋田市の取組～
(公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)

市の現状:10年間に6,300人の人口減少(現人口約34,000人)、高齢化率:40%、若者の地域外への流出等、厳しい課題を抱える。

(課題解決のために目指す成果)
地域を元気づけるために、市民による自発的取組の促進

「おらほの地域応援隊」の結成 = 地域人材の育成

主な取組

課題解決のため、**公民館**が関係者、機関と連携しながら、取組の企画・立案、学習機会の提供、取組のコーディネートを実施。

テーマ:まちづくり×人づくり

① **まちづくりシンポジウムや市民によるワークショップ、講演会・講座の開催など多様な学習機会を提供**(きたあきた「まちづくりカレッジ」、ふるさとの未来・再考!フォーラム等)
→ 内陸線存続問題、人口減少、地域の活性化等の課題に対し、小・中・高・大学生・一般が連携して取組む仕組みの構築
→ 若者を中心とした地域活動グループ「北秋田体験まるごと会議」が発足し、活動スタート
→ 市のCMを制作し、秋田県で大賞を獲得。行政(市商工観光課)とも連携し若者による活動の成果が生まれる。

② **若者の定住化策として若手農家のイメージアップ、生産物のブランド化(トラ男米)**
→ 若手農家集団代表による講演の開催、全国への情報発信
→ ふるさとへ根ざす若者による新ビジネス・起業の推進や、仲間づくり(ネットワーク)による地域活動の拡大

【取組のために連携した機関等】
JA、商工会、民間企業、個人経営者、県地域振興局



テーマ:高校生・若者×地域づくり

③ **秋田北鷹高校生による地元特産品を使った商品開発プロジェクト**・開発商品「しょうゆバター餅」、「比内地鶏としどうカレー」、「北秋田コロッケ」
→ 市民参加の試食会やフォーラムでの研究発表、小学校との調理実習との連携など、幅広く市民の意見を取り入れるための仕掛けにより開発し、全国コンクールで準優勝
→ 高校生の社会貢献活動をおとした「地域経済活性化モデル」の構築 ※三重県相可高校との交流活動(料理コンクール等)
【取組のために連携した機関等】
JA、商工会、市内小学校、民間企業、市長部局、県外高校 市商工観光課



テーマ:高齢者×イキイキプロジェクト

④ **高齢者による地域貢献の促進「アクティブシニア活動推進モデル」**:地域で元気に活躍している高齢者による「Gちゃんサミット」～まだまだ元気!おらがまちを応援隊!
→ 高齢者の仲間づくりや地域間交流、多世代(小学生～高校生、養護学校)との交流につながる
→ アンコール開催では市外からの参加者も増え、県との共催や隣県との連携事業に発展
【取組のために連携した機関等】
小中高校、社会福祉協議会、高齢者大学、養護学校、民間企業、老人クラブ、婦人会、県地域振興局

「交流をキーワードにした中山間地の集落活性化支援」 ～新潟県小千谷市の取組～
(公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム取組事例)

背景:人口の過疎化、少子高齢化、新潟県中越大地震により、中山間地域の集落は活力低下、後継者不足、集落の維持機能低下にもかかわらず、**自治公民館的分館は、活動マンネリ化、活動数減少。**

(課題解決のために目指す成果)
公民館のしかけにより、集落の課題解決の能力を高め、集落住民の内発を促し、主体的な集落活性化の活動に取り組む人材を育成し、集落住民の経済的・精神的な活力を生み出す。

主な取組

市内のモデル集落を対象に、取組内容を「交流」「体験」「拠点」のテーマに分けて、集落の活性化支援の学習機会を展開。

交流

① **「まちあるき」の実施 ～地域の価値を認識～**
集落外からの参加者も募り、「まちあるき」を行い、集落の成り立ちや言い伝えなどを学ぶ。また、ワークショップで「まち歩きマップ」を製作。
② **職員研修の受け入れ**
市の新採用職員研修で、集落住民との対話する機会を設け、今後の業務に活かすきっかけをつくる。
→ **住民活動の活性化、地域の再認識**



体験

③ **教育体験旅行の受入先の強化**
ホームステイ(民泊)による小・中学校の宿泊教育体験をさらに充実させるために、郷土料理の実習や食物アレルギー等の学習会、関東地方の教育体験旅行実施への訪問などの取組を実施。
→ **生きがいつくり、集落活動の自信**

拠点

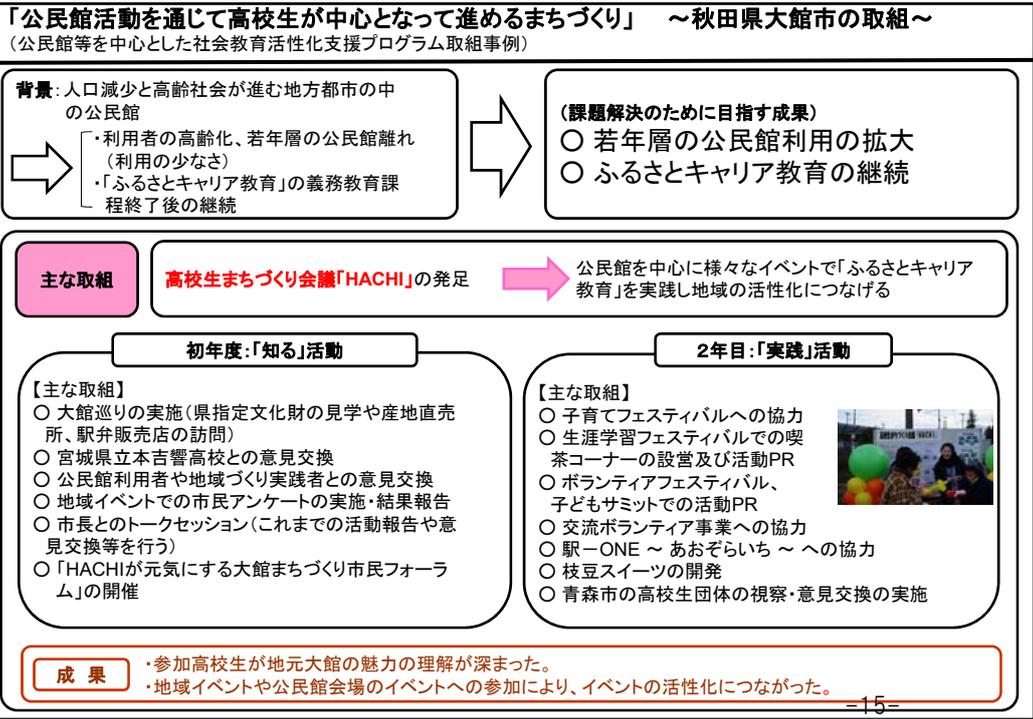
④ **「わかとち楽校」の開催**
集落と交流する実践者との勉強会を実施。
⑤ **アグリビジネスプロジェクト**
6次産業に取り組む農業者から、農産物加工の製造や販売に関する基礎知識を学習する機会の提供や、農業者と消費者との交流会の実施。
→ **里で生きていく思想・哲学、未来へのヒント**



成果

・集落の後継者等の若者が中心となって、今後の活動を展開。
・取組が集落住民の「気づき」を生み、行動力の糧となった。
・地域課題解決に対応する行政内部の役割分担が明確になった。(学習活動は公民館、実践は担当部局)

→ **市内の他の中山間地域へ広めていく**



Ⅱ. 経済・財政一体改革の動向

経済・財政一体改革推進委員会第2次報告(概要) 平成28年5月11日

【ポイント】

- 本年度から実行段階に移る「経済・財政再生計画」上の諸改革を迅速に実行(Do)に移すとともに、KPI、「見える化」の詳細を更に具体化し、本年後半の進捗管理、点検、評価(Check)とそれらを踏まえたアクション・プログラムの改定の要否の検討(Action)へと進んでいくPDCAサイクルの好循環構築を企図して取りまとめ。
- 改革初年度当初からできることからスピーディに取り組む。健康増進、まちのコンパクト化、住民・行政サービスのIT化・業務改革や広域化などのボトムアップの改革を浸透させて大きな効果発現を目指す。
- 先進・優良事例の強力な展開、ワイズ・スペンディングと実証的分析・エビデンスに基づくPDCAの徹底、29年度予算への改革反映を特に強調。

【社会保障】

- 地域医療構想、医療費適正化計画の策定
 - ▶「経済・財政再生計画」が目指す医療費の地域差「半減」に向け、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進の成果等を反映させる入院医療費及び入院外医療費の具体的な推計方法や医療費適正化に係る具体的な取組内容についての検討を進め、今夏頃に告示の一部改正
- データヘルスの強化
 - ▶データヘルスを通じた保険者機能の連携・共同化の推進、ICTとビッグデータを活用した保険者機能支援
 - ▶保険者へのインセンティブ付けとして、今年度より、国民健康保険の保険者努力支援制度の趣旨の前倒し
- 先進・優良事例の展開推進
 - ▶本年3月に医療関係団体と厚生労働省において連携協定を締結、本年4月に国レベルで医療関係団体と共同プログラムを作成
 - ▶今後、全国展開に向けた様々な取組を推進
- 高齢者の自立支援、介護予防の推進
 - ▶市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について、本年末までに結論

【社会資本整備等】

- コンパクト・プラス・ネットワークの形成
 - ▶コンパクトシティがもたらす多様な効用を明らかにするため、歩行量など健康面に関する指標、賑わいなどの経済効果、料金等により比較可能な財政効果等の指標を開発し、今年度中に提供
- 公共施設のストック適正化
 - ▶地域の公的ストックが抱える課題について住民や議会における理解を深める「分かる化」を進めるため、データの分析や説明方法等を示したガイドラインを国において策定
- 官民連携(PPP/PFI)の推進
 - ▶新たな事業規模を定めた改定アクションプランを着実に実行し、毎年度フォローアップを行い、その結果を公表
- ストック効果の最大化
 - ▶ストック効果の最大化という考え方を実際の社会資本整備の進め方に活かすよう、ストック効果の評価手法の具体化と実務的な運用方法の確立を推進
- 現場の担い手に係る構造改革
 - ▶現場の担い手を確保するため、若者が希望をもって建設産業に入職できるよう中長期的な人材の確保・育成の具体的な方策を検討・実施

【制度・地方財政】

- トプランナー方式
 - ▶今年度からトプランナー方式を導入。先進的な取組の具体的内容、取組を推進した背景等について調査した結果等とともに、トプランナー方式について、その趣旨、経費の算定基準、今後のスケジュール等をホームページでわかりやすく公表
- IT化・業務改革、広域化の推進
 - ▶今年度において、窓口業務の適正な民間委託等を加速、自治体のIT化・業務改革を強力に推進
 - ▶公共施設集約化・複合化等、公営企業の運営、ITを活用した業務改革や民間委託など、事務に応じた自治体間での広域的取組を加速。例えば、水道事業の広域化について、今年度においてはできる限り早期に都道府県及び都道府県内全ての市町村をもって構成する検討体制の構築など
- 地方財政の「見える化」
 - ▶住民一人当たりコストについて、27年度決算より、性別・目的別に網羅的な「見える化」を実施

【教育・産業・雇用等】

- 教育におけるエビデンスの提示
 - ▶今年度から「教育政策に関する実証研究」に着手(①学級規模等の影響・効果、②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析、③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析、④教員の勤務実態の実証分析等)

第14回経済・財政一体改革推進委員会社会資本整備等ワーキング・グループ文部科学省説明資料(H28.9.21)

社会教育施設・文化施設のストック適正化に向けた対応方針について

社会教育施設・文化施設の集約化・複合化等に関する事例の収集について

- 社会教育施設・文化施設の集約化・複合化等に関する事例の収集において考慮する視点を検討。

【収集において考慮する視点(例)】

- 施設が担うそれぞれの機能・施策が、集約化・複合化で相乗効果が発揮されているか
- 施設集約化・複合化にあたり、住民の意見が取り入れられているか
- コスト削減を含めた管理運営の工夫がされているか
- 集約化・複合化が地域コミュニティの拠点づくり・にぎわいづくりにつながっているか
- 民間の力も活用して、新たな機能・価値が付加されているか

文化施設の改修ハンドブックの活用について

- 「劇場・音楽堂等改修ハンドブック2015」を活用した施設改修に関する情報提供等

- 文化施設の管理・運営に携わる者や地方自治体の担当者向けの研修会において、情報提供を行う。
- 施設改修に関する個別施設計画を支援するため、指導・助言を行う専門家を派遣。

- 個別施設からの施設改修に係る相談内容について、ホームページ等で公開し、情報共有を図る。

今後のスケジュール

【社会教育施設】

- 今後、各地方公共団体に調査を実施。集計・分析し、今年度内の公表を目指す。

【文化施設】

- 今後、各文化施設に調査を実施。集計・分析し、今年度内の公表を目指す。

PPP/PFI推進アクションプラン(文教施設関連)

次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。
(PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)4.集中取組方針(2)⑤より抜粋)

- ・ **文教施設**(スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。)について、**コンセッション事業を活用し**、利用者の満足度の向上を図るとともに収益性を高める取組を推進する。(平成28年度から)
- ・ 文教施設の具体の案件形成を行うため、地方公共団体等への働きかけを実施する。(平成28年度から)
- ・ **文教施設へのコンセッション事業の活用の在り方について検討会を設置**して検討する。(平成28年度末まで)
- ・ 当該検討を踏まえ、具体の案件形成に向けた支援を地方公共団体に実施する。(平成29年度から)
- ・ 都市部の文教施設における案件形成においては、周辺のお施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組を進める。(平成28年度から)

トップランナー方式に係る取組の現状について

第13回経済・財政一体改革推進委員会制度・地方行財政ワーキング・グループ総務省説明資料(H28.9.21)

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進。
- その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

平成28年度の取組

- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としていない。
- 平成28年度においては、このうち多くの地方団体が業務改革に取り組んでいる16業務について、トップランナー方式を導入。地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映することとし、初年度の見直しを実施。

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容			見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
		経費水準の見直し		経費区分の変更(給付費→委託料等)		
		平成27年度	平成28年度	見直し最終年度		
◇学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	388,570(千円) 57,312(千円)	377,298(千円) 55,952(千円)	332,208(千円) 50,510(千円)	○ ○	5 5
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,892,010(千円)	3,550,647(千円)		3
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	422,691(千円)	334,448(千円)	○	3
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	据え置き	○	-
◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	据え置き	○	-
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円)の減	8,270(千円)の減	○	1

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容					見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し			
		平成27年度	平成28年度	見直し終了年度					
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	3,551(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○	5	民間委託等		
	中学校費	3,707(千円/1校)	3,551(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○				
	高等学校費	7,353(千円/1校)	7,113(千円/1校)	6,152(千円/1校)	○				
◇道路維持補修・清掃等	道路積りよう費	153,607(千円)	148,871(千円)	139,129(千円)		3			
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	51,775(千円)	44,359(千円)	○	○		3	
◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○	-			
◇学校給食(預理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○	-			
◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○	-			
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	30,727(千円)	29,441(千円)	○	○		3	指定管理者制度導入、民間委託等
◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○	-			
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	2,280(千円)の減	11,398(千円)の減	○	○	5	庶務業務の集約化	
◇情報システムの運用 (住民情報照準システム、 税務照準システム、 福祉照準システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	16,146(千円)	13,265(千円)	○	3	情報システムのクラウド化		
	徴収費	32,030(千円)	29,407(千円)	24,160(千円)					
	包括算定経費	36,204(千円)	33,239(千円)	27,309(千円)					

※ 経費水準の見直しについては、表の「基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容」欄に示している業務改革に取り組んでいる地方団体の経費水準を見直し終了年度の額とし、見直し年数に応じて平成28年度の額を設定している。なお、下線の業務については、既に業務改革を前提とした経費水準としていることから、経費水準を据え置いている。

※ 段階補正の見直し欄に○を付している業務(9業務)については、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえ、人口3万人以下の団体に對する経費水準を見直さないこととしている。

- トップランナー方式導入による基準財政需要額の減少額(平成28年度):441億円(都道府県136億円、市町村305億円)
- 上記28年度の実績内容について、総務省ホームページにも掲載。

今後の取組

- 検討対象としている23業務のうち、平成28年度に導入した16業務以外の7業務については、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入することとしている。
- 7業務に係る課題及び検討状況は以下のとおりであり、今後、更に検討を進める。

検討対象業務	業務改革の内容	課題及び検討状況等
◇図書館管理	指定管理者制度導入等	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで把握している地方団体からの意見は以下のとおりであるが、現在、更に、地方団体に対し調査中である。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置している。 ・福祉分野は業務の専門性が高く、直営を選択している。 ○ 関係省庁(文科省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)から、行政サービスの質の低下への懸念等の観点から慎重な意見があり、引き続き議論を継続していく。 ○ 突進として指定管理者制度の導入が進んでいない。 ○ 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議あり。
◇博物館管理		
◇公民館管理		
◇青少年教育施設管理		
◇児童館等管理		
◇公立大学運営	地方独立行政法人化	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで把握している地方団体からの意見は以下のとおりであるが、現在、更に、地方団体に対し調査中である。 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な公立大学については、法人化にコストがかかることから効率化が困難となる可能性がある。 ・学部によって、民間との共同研究等による外部資金の獲得等、効率化可能な程度が異なる。
◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	総合窓口・アウトソーシングの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府内において、窓口業務等の民間委託の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を今年度中に作成予定。 ○ また、第31次地方制度調査会において、公権力の行使を含む窓口業務に地方独立行政法人を活用することについて答申があり、総務省において、その趣旨・内容を踏まえ、具体的な取組内容を検討している。 ○ 地方団体からは、現在政府の取組を注視しているとの意見があり、現在、更に、地方団体に対し調査中である。

Ⅲ. 文部科学省の取組

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21)

背景

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かり**で対応する必要
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための組織的・継続的な仕組みが必要

主な課題

【コミュニティ・スクール】

- 現在2,389校(約6%)にとどまっており、**更なる推進の加速**が必要
- 元々、学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- 学校運営の責任者である**校長のリーダーシップ**をより一層発揮させる必要
- 教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱するのではとの**懸念を払拭**する必要

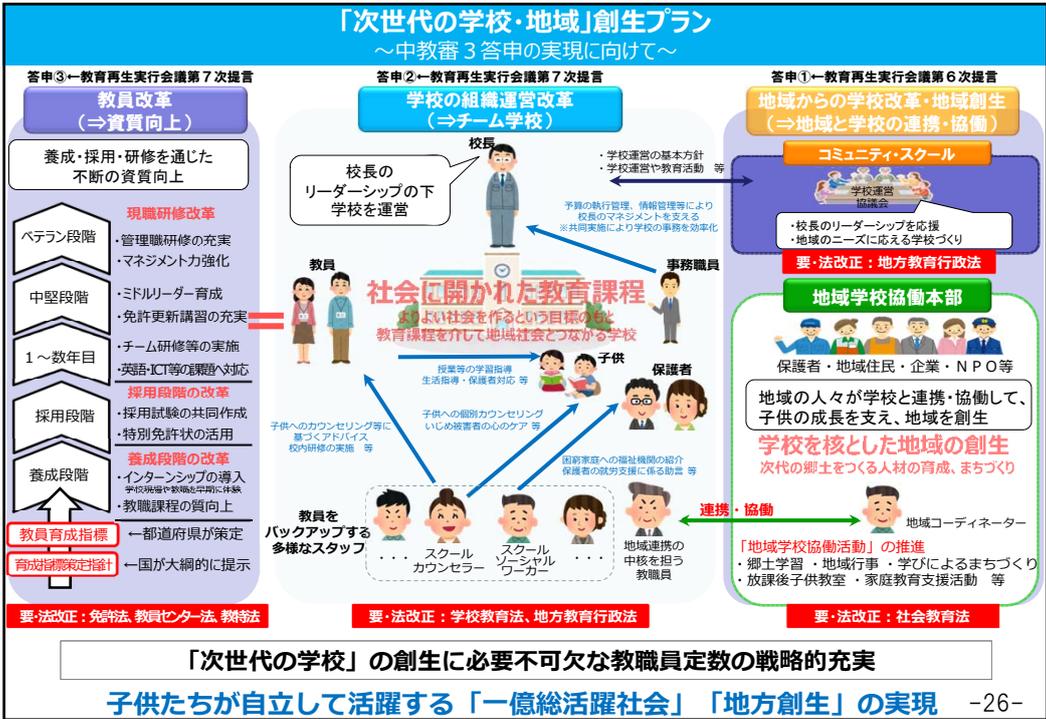
【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため**地域の教育力**を向上し、**持続可能な地域社会**を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、**地域全体**で子供たちの成長を支える活動の**全国的な推進**が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネート機能の強化**が必要

【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

今後の地域における学校との協働体制の在り方について(中教審答申のポイント)		
	教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)	中央教育審議会答申(平成27年12月)
	地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策の推進が必要	従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「 地域学校協働本部 」を全ての地域に整備し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支える活動(地域学校協働活動)を推進する。
体制の改善	現状・課題	提言内容
①「 地域学校協働活動 」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、地域の教育力の低下、学校が抱える課題は複雑化・困難化に対応し、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要がある。 ・これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果は評価。 ・一方、学校支援活動や放課後子供教室、土曜日の教育活動等の活動間の連携が十分でない等の課題あり。 ・地域住民が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、地域と学校との関係を新たな関係(連携・協働)に発展させることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進。 ◆ 「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」を全国的に整備 ▶ 教育委員会による地域学校協働活動推進のための体制整備について法令上明確化
② コーディネーター機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域のコーディネーターの下で、特定の個人に依存するなど持続可能な体制ではない等の課題あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「地域コーディネーター」(地域住民や学校との連絡調整を実施)及び「統括的なコーディネーター」(複数のコーディネーターとの連携調整等を実施)の配置や機能強化(持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)を推進。
(※) この他、地域学校協働活動の推進に向けた財政支援、普及啓発、事例集作成等の方策について提言。 -25-		



1. 「次世代の学校・地域」創生プランの目指す方向

一億総活躍社会の実現！ 地方創生の推進！

我が国が抱える主な課題

高齢者人口は増大する一方で生産年齢人口は減少	グローバル化の進展に伴い激しく国際環境は変化
学校の抱える課題は著しく複雑化・多様化	地域社会の支え合いの希薄化、家庭の孤立化

「次世代の学校・地域」の創生を車の両輪として課題を克服！

「次世代の学校・地域」の創生

学校

- 「社会に開かれた教育課程」の実現
 - 知識・技能とそれを活用する力、他者と協働する力の育成
 - アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進
- 「次世代の学校」創生に必要な不可欠な指導体制の質・量両面での充実
 - 教員が生涯を通じて研鑽できる環境づくり
 - いじめや不登校、発達障害等に教員と心理・福祉等の専門スタッフが連携・分担して対応
- 「地域とともにある学校」への転換

地域

- 次代の郷土をつくる人材の育成
 - 地域の資源を学校教育、社会教育に活かす
- 学校を核としたまちづくり
 - 生徒と地域住民が主体的に課題を発見・解決し、地域課題に向き合う
- 地域で家庭を支援し、子育てでできる環境づくり
 - 放課後・早朝の子供の居場所、学習・部活動支援
- 学び合いを通じた社会的包摂
 - 若者・大人も子供・地域のためにできることを考え、自己実現

「次世代の学校・地域」創生プランを策定！

中央教育審議会3答申(平成27年12月21日)の内容の具体化を強力に推進

- 「次世代の学校・地域」が**両輪となった体系的な施策を展開！**
- 文部科学省として**今後取り組むべき具体的施策と改革工程表を明示！**

-27-

2. 「次世代の学校・地域」創生プランの具体的施策

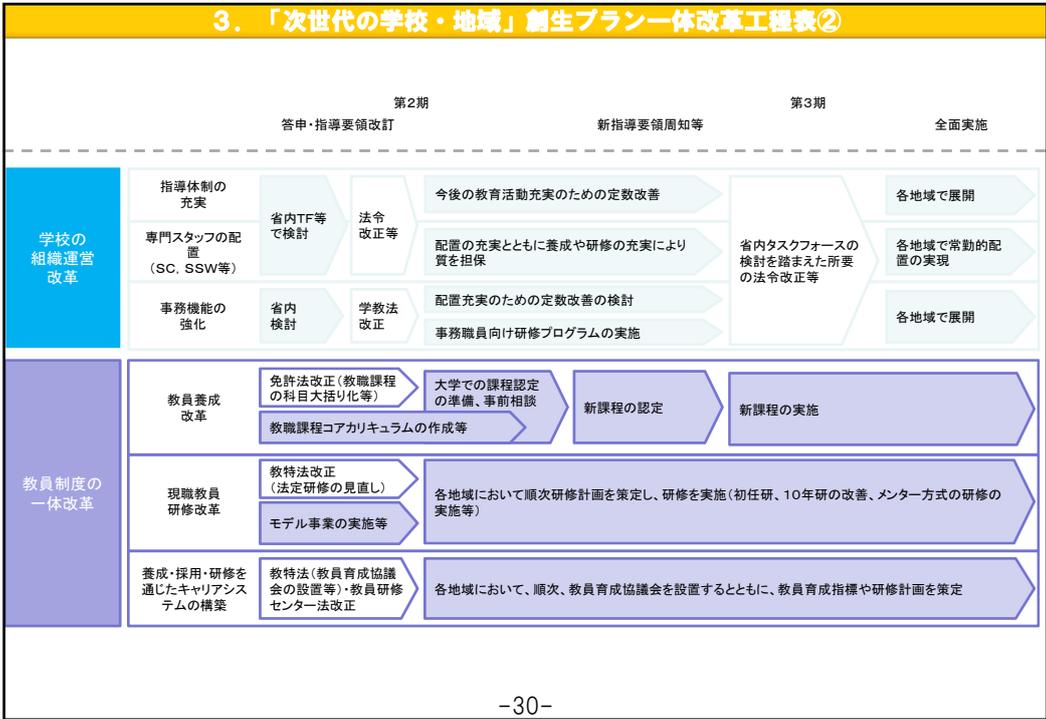
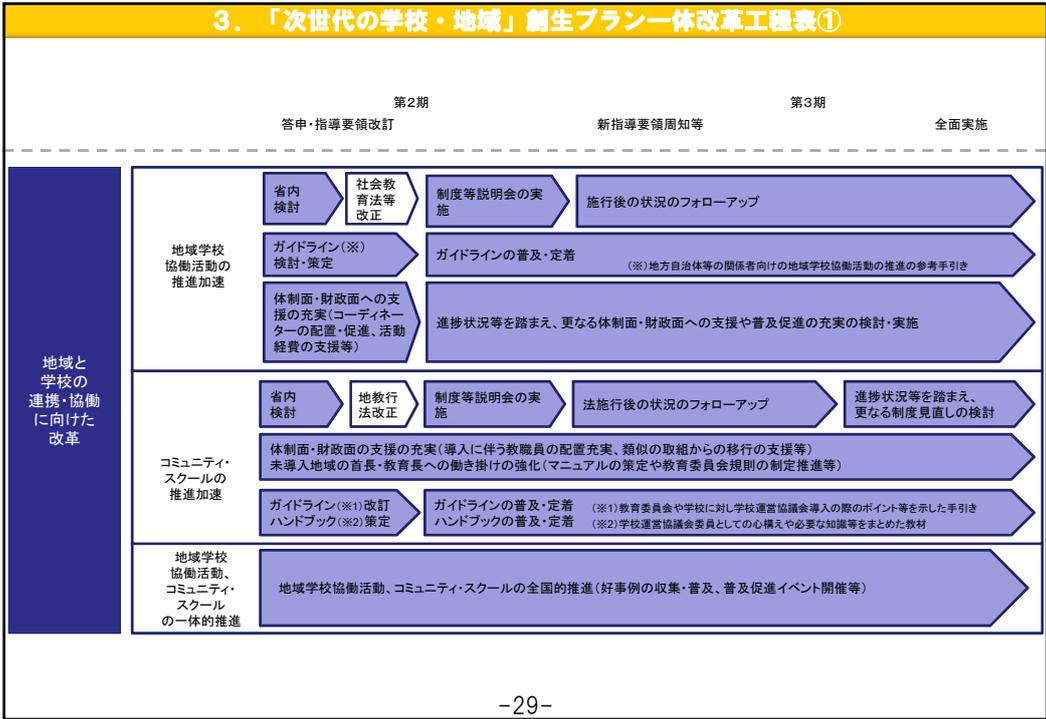
**「次世代の学校・地域」の創生に向け
一体改革として
<3本の矢>を放つ！**

「次世代の学校・地域」の創生に向けた具体的施策

地域と学校の連携・協働に向けた改革	<ul style="list-style-type: none"> □ コミュニティ・スクール(CS)を推進・加速する！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学校運営協議会の設置の努力義務化、教職員の任用に関する意見の柔軟化等(法改正) ➢ CS導入に伴う学校の体制強化、類似の取組からの移行支援等(予算等) ➢ 首長や教育長への働き掛け強化等(マニュアルの策定や教育委員会規則の制定推進等) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域学校協働活動を地域創生の基盤に！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 教委による地域学校協働活動推進のための体制整備(法改正) ➢ 若者から高齢者までが活躍し地域を創生する場として、地域学校協働本部を全小中学校区をカバーして整備 ➢ 郷土学習、地域行事等の地域学校協働活動を支援 ➢ 放課後子供教室・家庭教育支援の充実による子育て環境の整備 ➢ 先進事例の収集・発信、全国フォーラム等の開催(以上、予算等)
学校の組織運営改革	<ul style="list-style-type: none"> □ 教職員の指導体制を充実する！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成32年度からの指導要領の全面実施を踏まえた指導体制の充実(法改正・予算等) □ 専門性に基づくチーム体制を構築する！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ SCやSSW等専門職員の職務の明確化・配置促進(法改正・予算等) □ 学校のマネジメント機能を強化する！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主幹教諭の配置充実(予算等)、事務体制の強化(法改正・予算等)等 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域が学校のパートナーとして子供の教育に関わる！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域コーディネーターと地域連携担当教職員(仮称)の配置の促進(法改正・予算等) ➢ 教員が子供と向き合う時間の確保 ➢ 学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放の促進
教員制度の一体改革	<ul style="list-style-type: none"> □ 大学での養成を充実する！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 教職科目の大括り化(法改正)、学校インターンシップ制度化(省令改正)等 □ 教員研修を充実する！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 教員研修計画の整備(法改正)、メンター方式実施(予算等)等 □ キャリアシステムを構築する！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 教員育成協議会の構築、教員育成指標の整備(法改正)等 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域と連携・協働する教員の養成・研修！ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域との連携・協働を円滑に行うための養成・研修の充実 ➢ 教員を目指す学生の放課後子供教室、土曜学習等への参加の拡大 ➢ 地域課題を題材にしたアクティブ・ラーニングの視点に立った学びやICTを活用した学びの推進

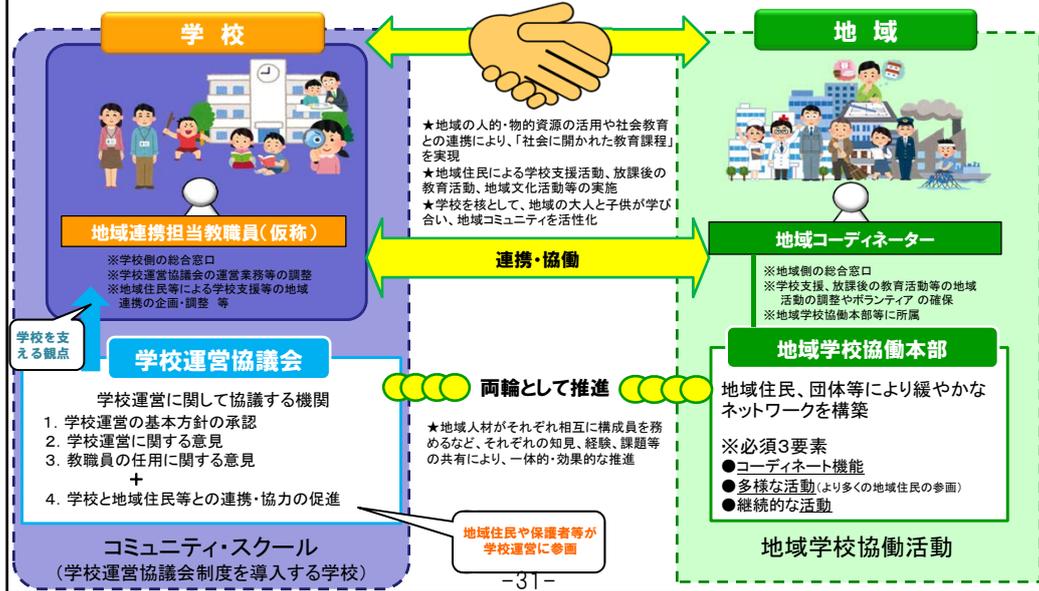
改革工程表に基づき施策を計画的に展開し、「次世代の学校・地域」の創生を着実に実現！

-28-



学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）

— パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現 —



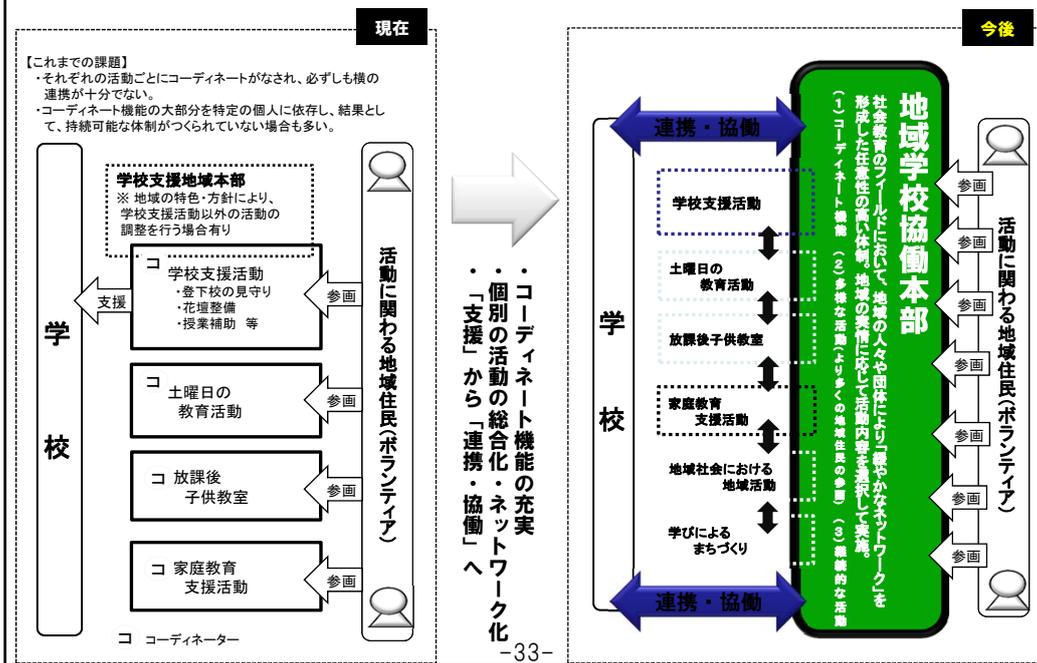
地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではなく、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成

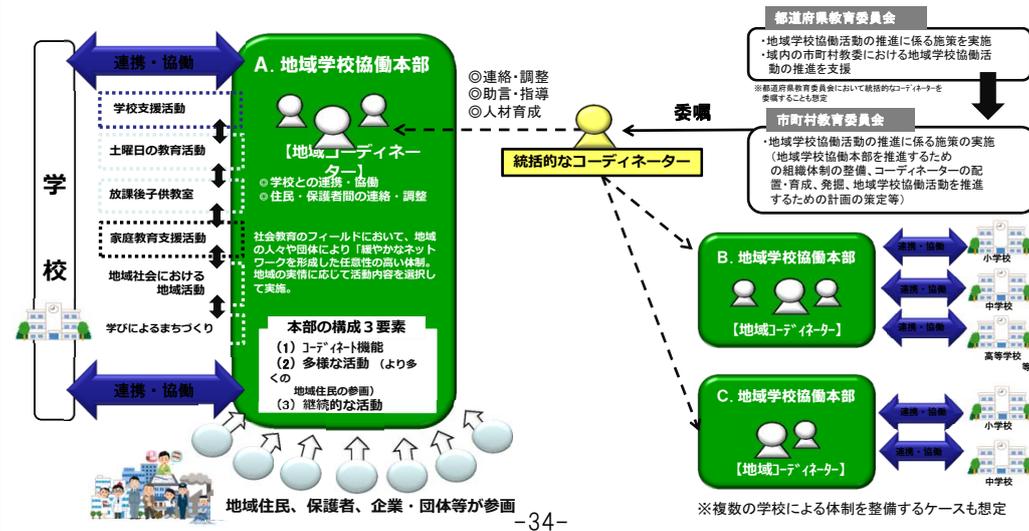


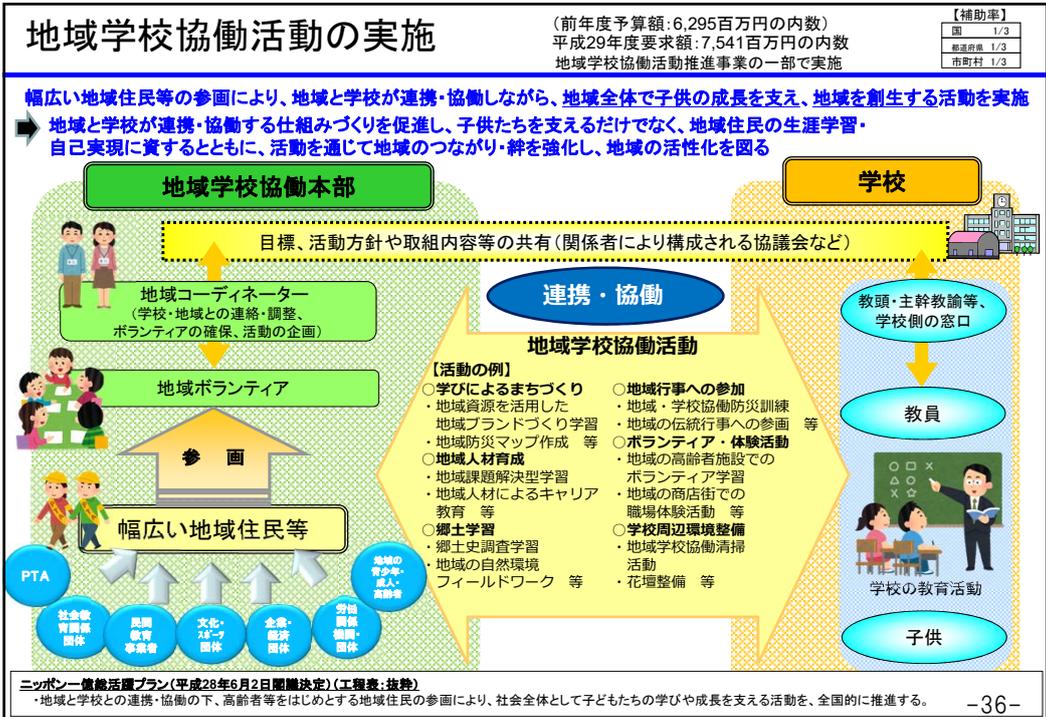
今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方 ～目指すべきイメージ～



地域学校協働活動を推進するための体制（イメージ）

- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動＝「地域学校協働活動」を積極的に推進
 - 従来の個別の活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、「支援」から「連携・協働」を目指す新たな体制として「地域学校協働本部」を整備
- 施策の方向性**
- 学校支援地域本部、放課後子供教室等の機能をベースとして、①コーディネーター機能を強化し、②より多くのより幅広い層の活動する地域住民の参画を得て活動を多様化し、③継続的な地域学校協働活動を実施する「地域学校協働本部」へと発展
 - それぞれの地域や学校の特色、実情やそれまでの経緯を踏まえ、地域学校協働活動の推進に係る施策を実施
 - 地域学校協働活動の核となるコーディネーター機能を強化





地域学校協働活動として期待される取組事例①

(第3章 第4節関係)

概要

平成20年度に、市内全中学校区(22校区)に地域教育協議会(学校支援地域本部)を設置。富雄中学校区では、**小中学生が地域資源を見直し、子供と地域の協働による学区ブランドづくり**(小学生が栽培した古代米を使ったお団子の商品開発)を実施。
地域コーディネーターが主体となって、商品化までの子供たちの活動をサポート。

※こうした各学区のブランドづくりを市内5校区で実施。

(奈良県奈良市)



◆ 文部科学省委託事業から始まったこの取組は、今では、地域連携に参画したい小中学生が集まる、「ボランティア部」(コーディネーターが顧問)の発足や、米を育てた時に出土ワラを使った、しめ縄作り、団子を揚げた時に出る廃油を使ったエコ石けん作りなど、広がりを見せている。⇒ これらの取組により、**地域コーディネーターが組織化**。



◆ お団子の販路拡大に向けては、地域コーディネーターが地域企業に働きかけ、生徒たちがアイデアをプレゼン

- 【結果】
- 生菓子から日もちする冷凍食品として製造
 - 駅周辺のレストランメニューへの追加やコンビニでの販売も実現
 - 現在は、地域の行事や祭り、イベント等での販売も実現

◆ これらの取組は、子供たちの学びを支援することはもちろん、**企業・団体や住民にとっても地域参画のきっかけ、学びの機会となっております。子供と共に育つ地域づくり(地域振興)**が進んでいる。

行政機関(教育委員会) 考える委員会・評議会
子供の学びの場を創り出すため、PTA、自治会、民生、社会福祉協議会など既存の子供の支援を行ってきた組織に合わせ、関連部署や企業・団体など地域に支援の輪が広がった。

地域学校協働活動として期待される取組事例②

(第3章 第4節関係)

生徒が高齢者福祉施設の訪問や地域の行事に参加し、地域貢献している事例

宮崎県都市(山田中学校)

取組の概要・特色

- ☆ 平成18年度の発足当初より主に地域のボランティア活動に尽力している。
主な活動は
 - ・総合的な学習の時間を活用したキャリア教育へのサポート(福祉施設訪問、疑似体験活動(車いす体験)、職場体験学習等)
 - ・生徒が学校の行事やお祭りなど地域の行事へ積極的に参加
 - ・ゲストティーチャーにおける授業の協力
 - ・土曜学習会における補充学習支援等
- ☆ コミュニティ・カレンダーの作成や社会福祉協議会との連携を強めることで高齢者福祉施設訪問など多くの支援ができるよう工夫している
- ☆ 様々な学校の教育活動を機能的・実践的にしていくため、PTA関係者や学校関係者(校務分掌に位置づけ)も参画して活動内容等を検討している



【高齢者福祉施設を訪問している様子】



【かかし村まつりにて演劇を実施している様子】

取組の成果

- 保護者や地域住民による学校支援活動が、学校との連携に関する認識の深まりから、より活性化してきている
- 生徒が地域の行事に積極的に参加したり地域の人材が学校の教育活動に参画することにより、生徒が地域貢献をしている。

地域住民と協働して行う「ふるさと科」の創造（岩手県大槌町）

取組の概要

大槌町が復興を目指すにあたり、次代を育んで立つ子どもたちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため、小中一貫教育の取り組みの一つとして「ふるさと科」を全学年に設置。

ふるさと科でねらうもの

「生きる力」

「ふるさと創生」

「生き方」を基盤とした教育内容を構成し、地域や自分の生き方を見つめ、大槌町の復興発展を担う人材を育成。

ふるさと科の三つの柱

「地域への愛着」…地域の歴史・郷土芸能を見直し、町の将来像を見つめる

「生き方・進路指導」…郷土の産業を学び、職場体験を通じて生き方や進路を考える

「防災教育」…主体的な判断力と実践力を育成する

ふるさと科実行委員会

H24年度より実施

ふるさと科実行委員会と地域の関係機関との連携強化や推進する地域における意見
 ・防災教育は等高線と被災した場所を関連づけて学習したり、被災時に使える英語を学習したりするなど教科と関連させながらの推進が必要。地域住民と共同で登下校時の避難訓練の実施が必要。
 ・沿岸地区の仮設店舗での体験学習を実施するなど職業体験学習に力を入れることが重要。



モデル指定校

吉里吉里中学校 郷土芸能発表会

大槌・安達・赤浜・大槌北小学校合同

学習発表会「ふるさと大槌・ここに生きる」

郷土芸能の発表

吉里吉里中学校の全生徒が「神楽・鹿子踊り・虎舞」の3チームを構成し、保存会や講師の方の指導のもと、放課後に練習を重ねた。中学生だけで演奏や楽器を披露するのは初めて。
 10月17日の発表当日は200人以上の保護者や地域住民が来場。力強い踊りと演奏に会場が沸いた。
 地域の文化・郷土芸能を学ぶことで郷土を愛する心を育成。



伝統芸能の発表



楽器の演奏

調査と発表

祭りの魅力や謎を調査するため、各チームの代表者が保存会の方々に取材。地域の方が先生役。
 取材した内容はパソコンでまとめ生徒が発表。



調査と発表

学習発表会

10月20日、震災を越えて前向きに生きることをテーマとした創作劇「ふるさと大槌・ここに生きる」を6年生87人全員で発表。
 子どもたちが考えぬいた未来へのメッセージを発表。



創作劇の発表

課題解決に挑戦

創作劇で取り組んだテーマについてチームごとに地域の方の助けを借りながら課題の解決に挑戦。



子どもたちのレポート

テーマ別発表会

12月7日にはここまでのチームごとの活動の成果の発表会を開催。チームごとに説明コーナーを設けて、5年生や先生、地域の方に活動や調査の結果を発表。



テーマ別発表

- ・モデル指定校から各地区の学校でも「ふるさと科」実施（学校支援地域本部）
- ・学年ごとに実施した「ふるさと科」の発達段階に応じたカリキュラムづくり（小中連携に向けた）
- ・学校と地域の連携体制強化のため、コーディネーター3人体制による学校支援地域本部の立ち上げ

子供たちが地域社会に参画する仕組みを構築することにより、学校と地域が連携・協働（神奈川県横浜市）

～しのはら学校支援地域本部の概要～

- <概要>
- ◆学校の教育活動を支援するために平成21年度に設立
- ◆地域住民が学校を支援するこれまでの取組を発展させて、児童・生徒が地域社会に参画していくことにより、学校と地域が連携・協働する体制を構築
- <具体的な取組>
- ・図書ボランティア
- ・キャリア教育
- ・学校と地域を繋ぐ地域連携行事への呼びかけ
- ・被災地支援活動（募金活動、被災地訪問、被災地で育てたひまわりを近隣の幼稚園・保育園・小学校・自治会・企業等に配布し、防災意識の向上や被災地域の復興支援）
- ・環境整備支援



【1中3小による図書ボランティア交流会】



【ひまわり運動（被災地支援活動）】

【生徒が募金活動を行っている様子】

～地域連携支援の具体的な取組～

地域のボランティア活動を通じて、生徒と大人がともに学ぶための場所を学校支援地域本部がコーディネート

- ◆地域のイベントへの参加
 - ・鴨まんの販売、エコステーション、フリーマーケットなどの取組を生徒が地域の一員として参画
 - ・生徒が地元の高校で行われる音楽交流会での演奏や運営補助として参画
- ◆防災拠点訓練への参加
 - ・生徒が各小学校での訓練に参加し、地域の一員として参加するとともに大人も本取組に参加することで、学校が地域の拠点であることへの理解が促進
- ◆地元企業等との連携
 - ・横浜F・マリノスとの連携を強化し、生徒が試合観戦を行うとともに、ボランティア活動として競技場のゴミ拾いなどを実施し地域貢献



【地域のイベントに参画】



【フリーマーケットを実施している様子】



【防災拠点訓練の様子】



【生徒による応援メッセージ】

公民館と連携した地域コーディネート事例

公民館と統括コーディネーターが中心となり、町全体の学習支援をコーディネート（滋賀県蒲生郡竜王町）

<学校支援地域本部の運営体制>

- ◆ 公民館内に学校支援地域本部を設置（公民館は町内に1館）。
- ◆ 公民館長（**社会教育主事**）を筆頭に、統括コーディネーター1名、コーディネーター5名体制。
- ◆ 各学校単位でなく、全町域（町内5校園）の学習支援をコーディネート。（幼稚園2園、小学校2校、中学校1校）
- ◆ コーディネーターは地域の状況に精通した人材。（元町職員・元町内幼稚園長、民生委員等）
- ◆ 月一回、定例会を開催し、コーディネーター及び町職員間で情報共有。
- ◆ コーディネーター資質向上のため、県などが開催する研修会に参加。

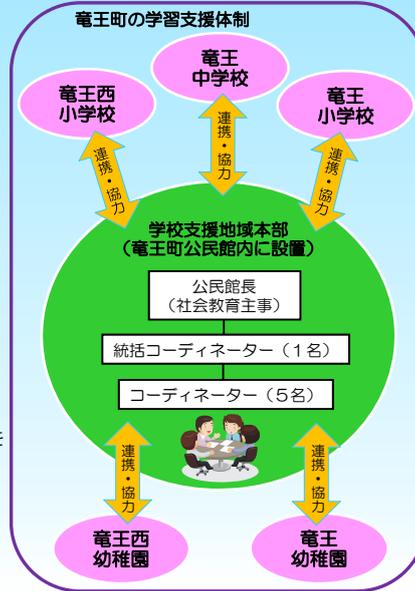
<主な役割>

- 公民館長（社会教育主事）：学習支援全体の調整。
- 統括コーディネーター：学校等との窓口。ボランティアとの連絡調整。
- コーディネーター：学校等の要望に応じたボランティアの人選・発掘。ボランティア活動時の補助（助言・現場への同行）

<特徴>

- ★ 地域の活動拠点である公民館の中に学校支援地域本部を設置することで、様々な資格や経験を持つ人材との円滑な連携が可能。
- ★ 公民館長がパイプ役となり、公民館利用団体等と**連携した学習支援を実施**。
- ★ 公民館で学校支援にもつながる分野の講座を開催し、人材確保と人材養成を図ると共に、支援分野の拡大が可能。

<支援内容> 年間211回のべ776名参加（H26年度）
 ・ 幼稚園：保護者参観の託児・施設環境整備・体験活動（餅つき）等
 ・ 小学校：学習支援（家庭科・戦争体験の話）・体験活動（野菜づくり）等
 ・ 中学校：学習支援（家庭科・技術科）等



学習支援が必要な中学生・高校生等を対象とした学習支援 ～地域住民の協力を得た地域未来塾の充実～

（前年度予算額：269百万円）
 29年度要求額：535百万円
※地域学校協働活動推進事業 7,541百万円の一部で実施

地域未来塾について

中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施

- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により、**家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない**中学生・高校生等への地域と学校の連携・協働による学習支援を実施
- ◆ 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力やICT機器、学習ソフトウェア等の活用により、**多様で効果的な支援が可能**



- * 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
- * 高等学校・大学等進学率の改善、高校中退の防止、学力・自己肯定感の向上

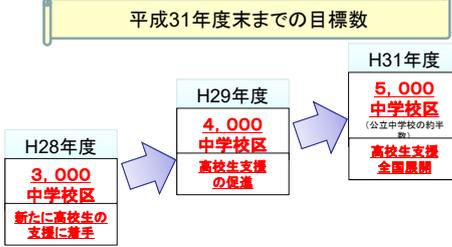


学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

全生徒を対象とした学習支援の事例 【東京都内のある中学校の取組】

<放課後学習支援>

- ・ 対象は中1～3の希望者
- ・ 年間約80回（学期中の週2回（2時間程度））
 * 学校の空き教室を利用、無料
- ・ 指導員による個別指導と自習
 * 指導員：退職教員や教員志望の大学生など



ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度（2019年度）までに全中学校区の約半分に当たる5000ヶ所に拡充し、高校生への支援も実施する。

「地域未来塾」の取組事例

ICTを活用した地域未来塾を実施 日高村立日高中学校(高知県)

日高中学校放課後学習室の概要

目的・背景：日高村では「学社連携」に力を入れており、中学生の学力向上のため、これまで実施していた放課後子供教室から移行する形で、平成27年度から地域未来塾を実施。

対象者：中学1年生～3年生(約100人)の希望者

実施教科：主に数学、英語

年間活動日数：90日(平日80日/土曜日等10日)※ICT活用:40日(平日40日/土曜日等10日)

実施時間等：16:00～18:00(月・火・木・金)、15:00～18:00(水)、13:00～16:00(夏期休暇)

実施形態：自習形式(試験期間中は授業形式で実施)

実施体制等：生徒の1日当たりの平均参加人数 40人(試験期間中) 地域住民の1日当たりの平均配置人数 2～3人



日高中学校放課後学習室のポイント

- 地域住民(元ALT)や塾講師、大学生が支援を実施。
- 通常時はプリントやタブレットを活用して自主学習。
- 試験期間中等、多くの生徒が集まり、共通の課題を解決する場合はプロジェクターやデジタルビデオカメラを活用し、授業形式で指導。
- 以前から学校でタブレットを活用しており、成果があったため社会教育でも導入することとなった。

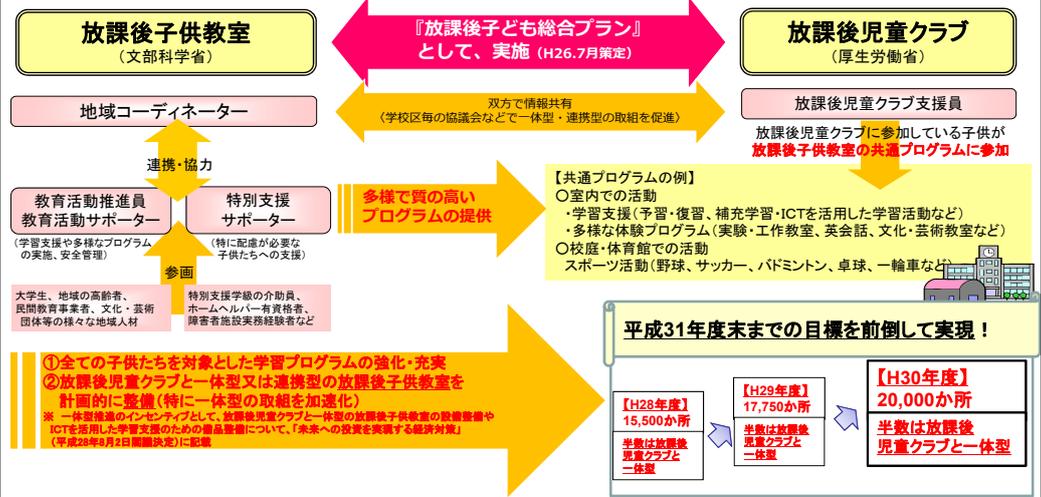
ICTを活用したことによる効果

- ICT機器を活用することにより、**生徒の学習意欲が向上し、集中して自主学習に取り組む様子が見られた。**
- タブレット使い、多くの生徒が協議しながら課題を解決する姿が見られた。**
- 授業等を行う際、**板書等の時間を省くことができ、生徒への指導時間が増えた。**
- 時期によって参加する生徒数にかなり差が生じるが、**ICTを活用することで、指導者数を変えることなく生徒数の増減に対応することができる。**
- (生徒の声)楽しく集中してできた。**時間を忘れて取り組むことができた。**大勢での課題解決がよい経験となった。
- (地域住民の声)初めはタブレット等のICT機器の扱いに戸惑ったが、慣れるにつれ活用できるようになっていった。生徒も興味を持って取り組んでおり、**楽しく指導できるので、もっとICT機器を活用できるように努力したい。**

放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額:6,295百万円の内数) 【補助率】
 29年度要求・要望額:7,541百万円の内数 国 1/3
 地域学校協働活動推進事業の一部で実施 都道府県 1/3
市町村 1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

「放課後子ども総合プラン」の全体像 (平成26年7月31日策定)
(文部科学省・厚生労働省)

趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

○平成31年度末までに
■放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
・新規開設分の約80%を小学校内で実施
■全小学校区(約2万か所)で一體的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実(約1万か所⇒約2万か所)

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

○学校施設の活用当たりの責任体制の明確化
・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討
・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

➢全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
➢活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要
➢実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
➢放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

市町村及び都道府県の体制等

○市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
○「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業 (前年度予算額 32,507千円)
29年度要求額 32,507千円

～地域力活性化コンファレンスの開催～

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまで各地域で取り組んできた地域課題解決の優れた取組や先進的な実践等において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、学びによる地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発を行う。

I. 地域力活性化支援委員会の設置

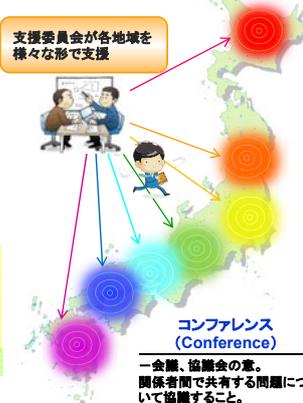
・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
・コンファレンスへのアドバイザー支援。
・コンファレンスの研究成果を踏まえた課題解決の実践的取組テキスト(コンファレンス・テキスト)の作成。

コンファレンス企画審査等: 7百万円

II. 地域力活性化コンファレンスの開催

・全国7ブロックにおいて、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。

全国7ブロック×3百万円、その他経費: 2百万円



支援委員会が各地域を様々な形で支援

コンファレンス(Conference)
—会議、協議会の意。
関係者間で共有する問題について協議すること。

コンファレンスの主な実施内容

【27年度実施例】
地域力醸成コンファレンスinしまね

徹底的な事例研究




支援スキル・ノウハウの習得

関係者間での出会いと対話の創出

成果

➡ ○ 公民館等の「学びの場」を拠点として、様々な主体との連携・協働のネットワークづくり
○ 活力ある地域コミュニティ形成のための学びによる地域の課題解決、地域力活性化の取組の促進

平成27年度学びを通じた地方創生コンファレンス実施一覧

No.	団体等名	事業名	事業概要	開催日時、開催地	参加者数
1	北海道地方創生コンファレンス実行委員会	学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	「地方再生(地域振興)」、「防災教育」をテーマに、道内計5地区で実施(うち札幌地区は成果のとりまとめ)し、「人と人をつなげ、地域課題を解決する社会教育」の実践について、さらなる普及・啓発を図る。	①釧路・根室地区 8月31日(月)別海町 ②オホーツク地区 10月30日(金)北見市 ③胆振・日高地区 11月11日(水)安平町 ④上川地区 11月27日(金)富良野市 ⑤札幌地区 1月21日(木)札幌市	65名 46名 54名 71名 44名
2	学校法人東北芸術工科大学	地域社会を担う若い人材を育成する社会教育の可能性研究事業	東北各県の若い世代の人材流出への危惧の下、地域の担い手となる若手の人材の育成及び戻ってきた若者の受け入れがテーマに、高校生の地域づくりや新たな社会教育(公民館)の可能性について研究討議等を行う。	11月20日(金)～22日(日)、山形県山形市(東北芸術工科大学)	143名
3	東北大学災害科学国際研究所	地域内の連携・交流・学びを通じた震災学習の協働事業体制づくり	石巻市を会場に、自治体などで行われる様々な震災学習に関する成果やノウハウを共有するため、各団体等の紹介、対話型ワークショップ、担当者の支援スキルの習得を行う。	第1回 12月20日(日)、第2回 1月24日(日)、宮城県石巻市	計117名
4	関東近県生涯学習・社会教育実践研究交流会実行委員会	関東近県生涯学習・社会教育実践研究交流会	茨城県が中心となり、関東近県の生涯学習・社会教育関係者が一同に会し、広域ネットワーク構築を図るとともに、最新の支援スキル(ファシリテーション、対話、ネットワーキング等)の習得を目指す。	11月7日(土)、8日(日)、茨城県水戸市(茨城大学)	482名
5	地域力活性化コンファレンスinひょうご実行委員会	地域力活性化コンファレンスinひょうご	近畿地区等の取組事例を社会教育関係者に広く提供し、普及を図るとともに、参加型による社会教育支援者のための資質向上研修のモデルを示し、参加者のスキルアップを図る。	11月25日(水)、26日(木)、兵庫県神戸市(神戸ポートピアホテル)	127名
6	地域力醸成コンファレンスinしまね実行委員会	地域力醸成コンファレンスinしまね	持続可能な地域づくりに自主的・自立的に取り組む人づくりを進めるため、先進事例の分析・実践者との徹底的な協議等を行う。またコンファレンス当日だけでなく、参加者に対して社会教育主事が事前(課題意識の醸成)・事後(学びを実践に結びつける)の支援を行う。	11月26日(木)、27日(金)、島根県出雲市(島根県立青少年の家)	208名
7	学びによる地域力活性化コンファレンスin愛媛実行委員会	学びによる地域力活性化コンファレンス推進事業(愛媛大会)	全国の先進的な事例を採用した対話の場を設定し、参加者自身の活動を見つめ直すとともに、真の人的ネットワークを構築する。また、ファシリテーション研修を行い、人材の掘り起こし、育成に寄与する。	12月5日(土)、6日(日)、愛媛県大洲市(国立大洲青少年の家)	677名
8	国立大学法人大分大学	コンファレンスを契機とした取り組みを高めるサイクルのパッケージ化	「地域の仕組み」と「人的ネットワーク」の2分科会によるコンファレンスでの事例発表を踏まえた協議で出た課題について、大分大学が中心となり、事例発表団体を支援し、その効果を検証する。	11月13日(金)、大分県別府市(大分県立社会教育総合センター)	110名
9	鹿児島大学	産学官民による地域課題の協働的解決を促す学習交流プラットフォームの形成	「コミュニティ協議会と公民館」、「福祉と産業分野から事例を取り上げ、社会教育と首長部局の協働とその意義等を共有するとともに、ファシリテーション研修により、社会教育関係職員が任務に必要な知識やスキルを獲得することを目指す。	2月6日(土)～8日(月)、鹿児島県鹿児島市(鹿児島大学)	271名
	文部科学省	学びで地域を元気に！地方創生全国コンファレンス	学びを通じた地域課題解決やまちづくりの取組を促進するため、関係者の学びと対話、ネットワークづくりの場として実施した、各地域のコンファレンスで得られた成果を取りまとめ、全国の関係者へ共有・フィードバックを行うとともに、多様な立場の参加者により討議を行い、各地域における課題解決のための取組の充実を図る。	2月17日(水)、18日(木)、東京都渋谷区(国立オリンピック記念青少年総合センター)	132名

-47-

平成27年度学びを通じた地方創生コンファレンス実施事例

地域力醸成コンファレンス in しまね

■趣旨 活力ある地域を担う人づくりのために、今、それぞれの現状や抱える課題をふまえ、全国の先進事例をもとに明日のアクションを起こすための研究協議を開催する。

■実施主体 地域力醸成コンファレンス in しまね実行委員会

■日時 平成27年11月26日(木)～11月27日(金)

■場所 島根県立青少年の家(サン・レイク)

■参加人数 208人 / 募集人数 200人

(上)1日目円卓協議
(実践者を交えた徹底
議論)、(下)2日目共
創・協働ブース



【日程】 <1日目>

- ・全体会(先進事例のモデル分析)
- 実践発表5事例【若者の地域参画】秋田県大館市中央公民館
【防災】埼玉県春日部市武里地区公民館
【地域振興】愛媛県新居浜市泉川公民館
【地域課題解決】愛媛県新居浜市泉川公民館、佐賀県佐賀市
- ・円卓協議(実践発表者を交え10のグループに分かれ課題を解決するための議論)

<2日目>

- ・学びを生かした実践に向けて～実践に向けたスキル・ノウハウの習得～
- 講師:本間正人 京都造形芸術大学教授
- ・地域を創る「共創・協働ブース」～NPO・社会教育関係団体・行政機関・企業等パートナーとの出会いの場～

【成果】

- ・参加者の意識変容(実践化への意欲、新たな気づき等)
- ・参加者のネットワークの広がり
- ・参加者が事業計画を策定するなど、その後の取組への発展を期待

【ポイント】

- 参加者向けに学びを支援するシートを作成し、コンファレンスの事前事後における参加者の学びを支援



- 県内に配置されている社会教育主事が支援し、参加者の学びを促進

-48-

学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業 ～地域力活性化コンファレンスの開催～ 問い合わせ先

現在、2次募集受付中(締切:10月25日(火)まで)

○文部科学省調達総合案内↓
<http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

※部局(部門) 「文部科学省 生涯学習政策局」
 ※担当部門 「社会教育課」

(問合せ先)
 文部科学省生涯学習政策局社会教育課公民館振興係 工藤・江谷

TEL 03(5253)4111 内線(2974)
 E-mail kouminkan@mext.go.jp

高齢者教育について

- 急激な高齢化の進展によって生じる様々な社会的課題を解決していくため、多くの高齢者が生涯にわたり学び続けることを通じ、様々な場面で活躍できる社会を築いていくことが重要。
- 60歳以上の高齢者が何らかのグループ活動に参加している割合は61.0%、学習活動に参加している割合は14.1%。

高齢社会対策基本法(平成7年11月)

高齢社会対策の基本理念を明らかにし、社会全体で高齢社会対策を総合的に推進することを目的としたもの。①生涯学習の機会を確保、②高齢者の社会的活動への参加の促進やボランティア活動の基盤の整備等について必要な施策を講ずるものとされている。

高齢社会対策大綱(平成24年9月閣議決定)

高齢社会対策基本法に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、平成24年9月に新たに定められた大綱。
 <文部科学省関連抜粋>

【構成】目的及び基本的考え方、分野別の基本的施策、推進体制等

- 社会参加・学習等分野に係る基本的施策
 - (1) 社会参加活動の促進
 - ア 高齢者の社会参加活動の促進
 - イ 「新しい公共」の担い手の活動環境の整備
 - (2) 学習活動の促進
 - ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備
 - イ 学校における多様な学習機会の提供
 - ウ 社会における多様な学習機会の提供
 - エ 勤労者の学習活動の支援

参考資料(平成28年度版高齢社会白書より抜粋)



高齢者による地域活性化促進事業

(前年度予算額 3,154千円)
29年度要求額 3,154千円

高齢社会の現状

■ 進む高齢化と地域で孤立化する高齢者

- 高齢化の推移(総人口に占める65歳以上の人口)
6.3%(S40) → 26.7%(H27) → 39.9%(H72推計)
- 一人暮らし高齢者の動向(65歳以上)
男性 4.3%(S55) → 11.1%(H22) → 16.3%(H47推計)
女性 11.2%(S55) → 20.3%(H22) → 23.4%(H47推計)
- 地域での付き合いの程度(60歳以上)
よく付き合っている 男性 24.4% 女性 26.6%(H27)

□ 進む高齢者の社会参加と急がれる受入体制の整備

- グループ活動に参加している高齢者(60歳以上)
42.3%(H5) → 61.0%(H25)
- 放送大学在学者の高齢者割合(60歳以上)
12.0%(H15) → 23.9%(H27)
- 高齢者が生涯学習を行っていない理由(60～69歳)(H24)
きっかけがつかめない 20.9%
一緒に学習や活動をする仲間がいない 13.6%
必要な情報がなかなか入手できない 9.2%



男女とも平均寿命80歳超え
(平成28年版 高齢社会白書)

事業の必要性

- 今後生じてくる様々な地域の課題を解決していくためには、多くの高齢者がより一層元気に、様々な場面で活躍できる社会であることが重要。
- 高齢化率が高まる我が国において、生涯現役社会を生きる高齢者が地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を十分に生かしながら、主体的かつ継続的に活躍できる環境の整備が必要。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)】

若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、(略)「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進、障害特性に応じた就労支援の専を行う。

【ニッポン一億総活躍プラン(平成28年8月2日閣議決定)】

子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

フォーラムの開催

地方公共団体担当者や高齢者の学習・社会参加に関わる団体関係者に加え、大学、企業等の参画によるフォーラムを開催し、放課後子供教室等の地域による子育て支援に関する情報共有、アクティブ・シニアのネットワークづくり、図書館など社会教育施設における活動・支援等の先進的な取組事例を紹介するとともに、パネルディスカッションやグループ討議等を実施。

→ 参画で得た知見やネットワーク等を地域の活動・支援等に還元し、効果的に推進



学びを通じた高齢者の主体的な地域活動への参画を促進することにより、
多世代の共助・共創による地域の活性化を目指す

-51-

平成28年度 平取町高齢者フォーラム ～～ 高齢者による地域活性化促進事業 ～～

《研修テーマ》 「高齢者と他世代との協働による新たな『まちづくり』」

～高齢者の社会参加による多世代交流の促進モデルを考える～

- 主催 : 平取町高齢者フォーラム実行委員会、平取町教育委員会
協力 : 東京大学実行委員会
期日 : 平成28年10月23日(日)
会場 : 平取町中央公民館 大ホール (沙流郡平取町本町88番地1)
参加対象 : 老人クラブ、各高齢者大学、高齢者事業団、社会福祉協議会、農業関係者、アイヌ文化保存会、平取高校トマトクラブ、文化団体、町内小中高生とその保護者、JAびらとり青年部、その他地域住民、近隣市町村で興味のある方
募集定員 : 100名程度
研修内容 : ○ 事例発表内容 「高齢者によるまちづくりの先進的な取組み・課題等について」
発表者 長野県松本市中央公民館長 高橋 伸光 氏
○ 実践発表内容
①アイヌ文化の次世代への継承活動(舞踊・織物等)について
発表者 工芸家 関根 真紀 氏
②地元農業従事者(高齢者)による地域の特産品に関する技術の継承について
発表者 農業者 松原 邦彦 氏
○ パネルディスカッション「先人が育んだ技術の活かし方、継承の仕方を考える」
ファシリテーター 東京大学大学院教育学研究科教授 牧野 篤 氏
パネリスト 平取高校代表、老人クラブ連合会会長 本間 義雄 氏
平取町中央公民館館長 松澤 浩 氏、工芸家 関根 真紀 氏
農業者 松原 邦彦 氏
オブザーバー 長野県松本市中央公民館館長 高橋 伸光 氏
○ 熟議「高齢者の主体的な社会参画を促進するための方策を考える」
コーディネーター 北海道大学学務部長 出口 寿久 氏
○ 総括(講評) 東京大学大学院教育学研究科教授 牧野 篤 氏

申込み・問合せ先
平取町教育委員会生涯学習
課社会教育係
TEL:01457-2-2619

「学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議」について

1 設置の趣旨

「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(中央教育審議会生涯学習分科会(平成25年1月))においては、社会教育の役割として学習活動の成果を協働による地域づくりの実践に結び付けることなどを挙げ、様々な主体との連携・協働を構築するための「社会教育行政の再構築」の実施が必要であることなどが提言。このため、地域住民から信頼され、様々な主体と連携・協働した地域創生・地域課題解決の推進のための取組がなされるよう、より具体的な社会教育制度の在り方について検討することなどが必要。

上記のような内容について、専門的な見地から検討を行い、今後、中央教育審議会生涯学習分科会等において議論すべき内容の論点整理を行うため、本会議を設置。

2 検討事項

(1)社会教育を取り巻く現代的課題等を整理した上で、学びを通じた地域づくりの観点から、「社会教育行政の再構築」のために必要な社会教育行政や公民館等社会教育施設の在り方等に関する論点整理

(2)その他学びを通じた地域づくり等に関して必要な論点整理

3 委員

明石 要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授
井出 隆安	杉並区教育委員会教育長
小曽根治夫	栃木県佐野市教育委員会教育総務部生涯学習課長(参事)(前市民活動促進課長)
古賀 桃子	特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター代表
重森しおり	岡山県岡山市立中央公民館主任
関 福生	愛媛県新居浜市教育委員会教育長(前新居浜市市民部長)
田原 優子	佐賀県多久市教育委員会教育長
牧野 篤	東京大学大学院教育学研究科教授
山崎 亮	東北芸術工科大学コミュニティデザイン学科長/株式会社studio-L代表

[参考]公民館関係データ集

— 公民館の黎明期 —

1945年 第二次世界大戦終結

1946年 寺中作雄氏(文部省社会教育課長(当時))
『公民館の建設—新しい町村の文化施設』発刊(※寺中構想)
『公民館の設置』に関する文部次官通牒発出

1947年 「教育基本法」公布・施行
第1回優良公民館表彰実施

1949年 「社会教育教育法」公布・施行 公民館の法的根拠が示される。

1951年 国による公民館施設補助金の交付開始

→以降、平成9年度まで、公民館等の施設整備の補助を継続。

1959年 「公民館の設置及び運営に関する基準」(文部省告示)
公民館の施設規模、対象区域、設備などの基準が示される。

公民館について

○公民館の設置運営について(S21.7.5 文部次官通牒)

国民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的の水準を引上げ、または町村自治体に民主主義の実際的訓練を与えると共に科学思想を普及し平和産業を振興する基を築くことは、新日本建設の為に最も重要な課題と考えられるが、此の要請に応ずるために地方に於いて社会教育の中核機関としての郷土図書館、公会堂、町村民集会所等の設置計画が進捗し其の実現を見つゝあるのも少なくない事はまことに欣ばしいことである。

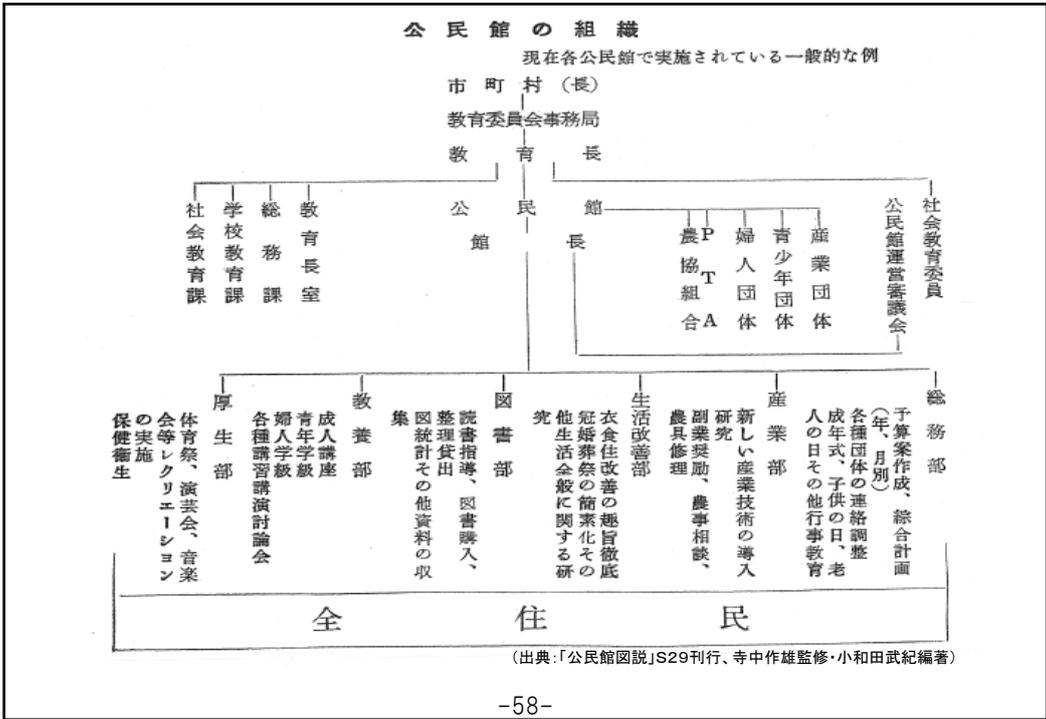
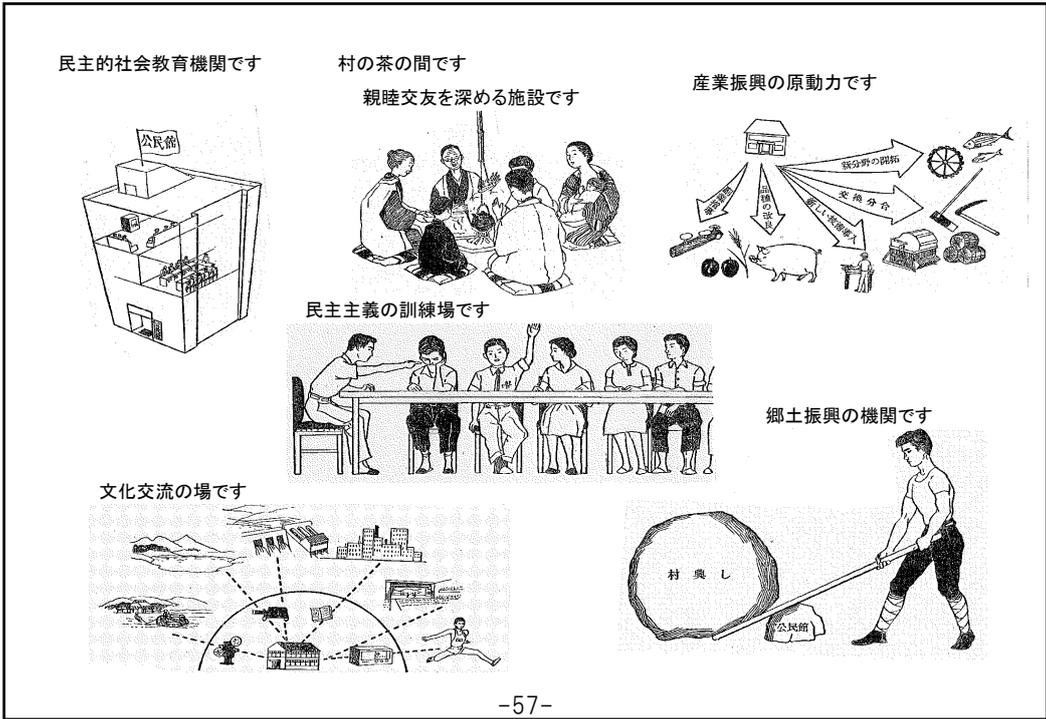
よって本省に於ても此の種の計画が全国各町村の自発的な創意努力によって、益々力強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要綱に基く町村公民館の設置を奨励することゝなったから、青年学校の運営と併行して適切な指導奨励を加えられる様、命に依って通牒する。

尚本件については内務省、大蔵省、商工省、農林省及厚生省に於て了解済であることを附記する。

○公民館の機能

(『公民館の建設』S21より抜粋)

1. 公民館は社会教育機関である。
2. 公民館は社会娯楽機関である。
3. 公民館は町村自治振興の機関である。
4. 公民館は産業振興の機関である。
5. 公民館は新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関である。



社会教育法における公民館に関する主な規定 ①

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

社会教育法における公民館に関する主な規定 ②

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

社会教育法第23条第1項第1号の解釈について(通知)

(平成25年3月26日 24文科生第779号 文部科学省生涯学習政策局長通知)

- 社会教育法(昭和24年法律第207号)
第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。
一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

背景

○「さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」について【提案】」(平成24年7月24日全国市長会)
「ネーミングライツを実施することや、個展において作品を販売することなど、これらの創意工夫に基づく活動ができない状況にある」



○「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)
「公民館の運営方針については、施設命名権の売却を禁止するものではないこと等について各地方公共団体に通知する。」

概要

- 法第23条第1項第1号の趣旨
公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。
- 全国市長会からの指摘による具体的事例について
 - 施設命名権(ネーミングライツ)の売却
施設命名権の売却が、入札等の方法を通じて公正に行われるものであれば、禁止される行為には当たらない。
 - 地域の芸術振興のための個展における作品の販売
 - 公民館が個展を主催する場合
公民館が専ら営利のみを追求することは禁止されているところであるが、法第20条に掲げる目的のために実施する事業であれば、その一環として作品の販売を行うことは、禁止される行為には当たらない。
ただし、特定の者に特別の利益を与える意図をもって事業を実施することは、「営利事業を援助すること」に当たるため禁止されている。また、作品の販売を営利事業者に委託する場合は、当該事業者が公正に選定されるよう留意する必要がある。
 - 個展を行う事業に対して公民館の施設を供与する場合
公民館が、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることは禁止されているところであるが、公正に施設の供与を行うのであれば、禁止される行為には当たらない。

-61-

社会教育法における公民館に関する主な規定 ③

社会教育法(昭和24年法律第207号)
第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

公民館の設置及び運営に関する基準 (平成15年文部科学省告示第112号)

概要

- 地域の学習拠点としての機能の発揮
 - 講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、NPO等と共同し、多様な学習機会の提供に努める
 - 地域住民の学習活動に資するよう、学習情報の提供の充実を努める
- 地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮
- 奉仕活動・体験活動の推進
- 学校・家庭及び地域社会との連携等
- 地域の実情を踏まえた運営
- 職員
- 施設及び設備
- 事業の自己評価等
 - 事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努める

-62-

社会教育法における公民館に関する主な規定 ④

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

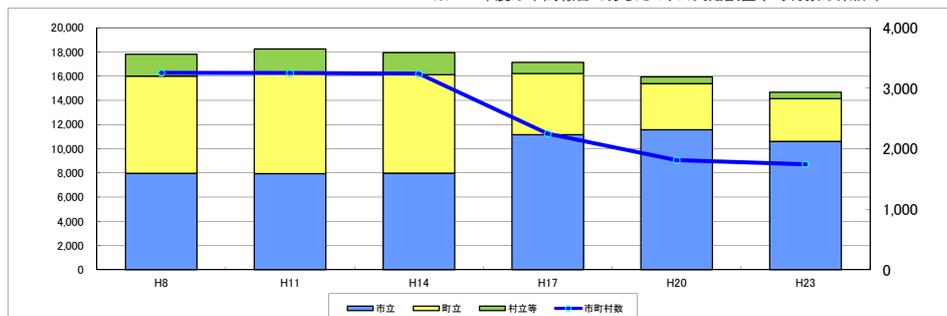
公民館数の推移

資料：H23社会教育調査

公民館数は年々減少し、平成23年度には、約14,700館となっている。

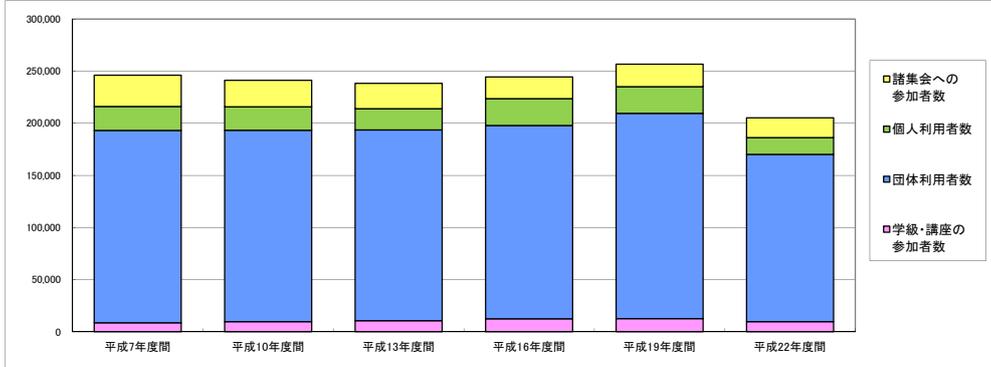
区分	H8	H11	H14	H17	H20	H23
市立	7,964	7,944	7,977	11,167	11,578	10,616
町立	8,049	8,383	8,144	5,046	3,807	3,532
村立等	1,806	1,930	1,826	930	558	526
合計	17,819	18,257	17,947	17,143	15,943	14,674
市町村数	3,255	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743
うち公民館設置市町村数	2,967	2,983	2,950	2,004	1,595	※集計中
設置率	91.2%	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	—

※H23年度は中間報告であるため、公民館設置市町村数は集計中



公民館の利用者数の推移

平成22年度間における公民館の利用者総数は、延べ約2億5百万人となっており、国民一人当たり年間2回弱公民館を利用している。

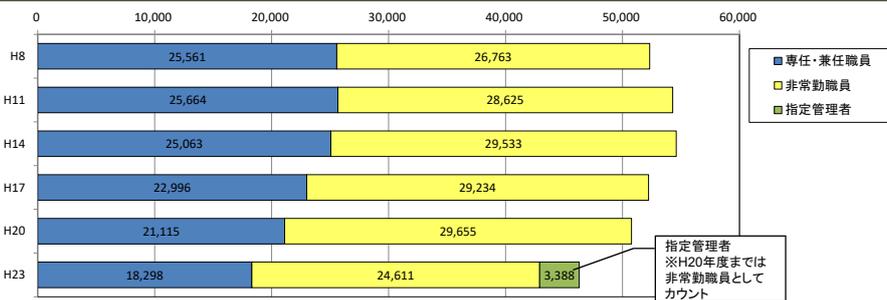


区分	平成7年度間	平成10年度間	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間
学級・講座の参加者数	8,682,583	9,617,393	10,634,061	12,449,303	12,622,818	9,645,489
団体利用者数	184,423,494	183,715,766	182,960,077	185,450,559	196,923,953	160,460,708
個人利用者数	23,021,462	22,401,104	20,400,781	25,750,937	25,511,418	16,153,680
諸集会への参加者数	29,992,500	25,495,322	24,294,564	20,698,418	21,556,035	18,938,074
合計	246,120,039	241,229,585	238,289,483	244,349,217	256,614,224	205,197,951

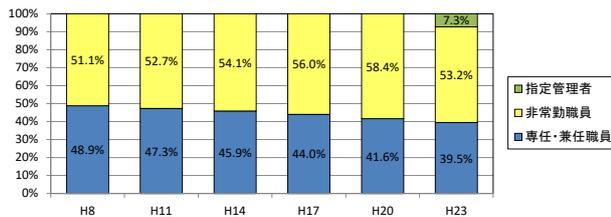
資料：H23社会教育調査 ※岩手県、宮城県及び福島県の数値は含まれない

公民館の職員数の推移

職員数及び専任職員の割合とともに、年々減少し、平成20年度には職員数約4万6千人、そのうち非常勤職員・指定管理者の割合は60.5%と年々増加している。また、1館当たりの平均職員数は約3.2人となっている。



○公民館非常勤職員等の割合



(資料)社会教育調査

公民館運営協議会の現状

資料：H23社会教育調査

○公民館運営審議会等の設置館数

公民館運営審議会等
 ～ 公民館の運営に関する事項を検討するために設置される常設の審議会、委員会、協議会（社会教育法第29条に規定するものやそれに準ずるものをいい、機関の名称は問わない）

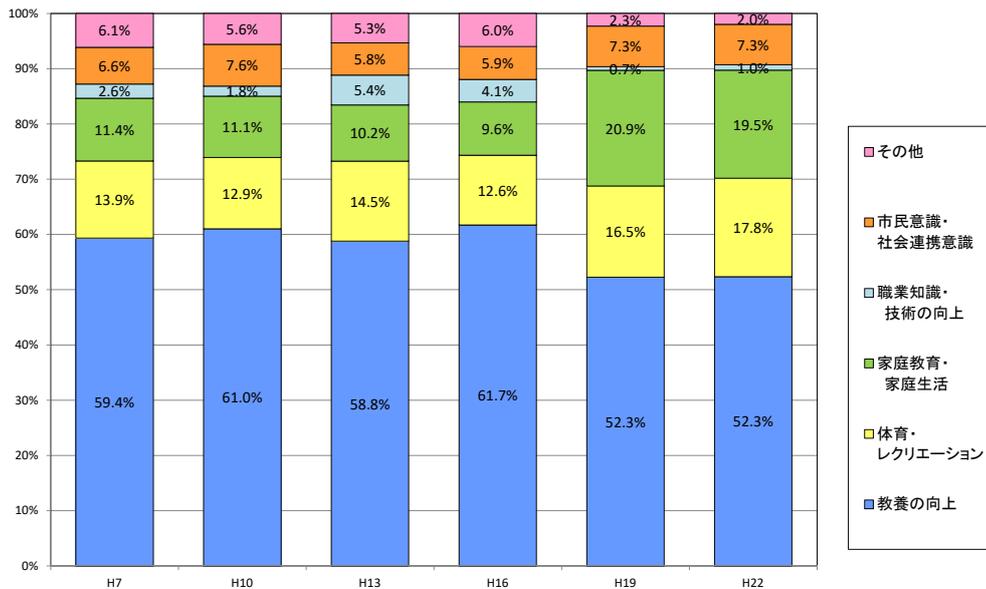
	館数(館)	割合
公民館数	14,681	
当該館に設置	4,053	27.6%
連絡等にあたる公民館に設置	3,879	26.4%

○公民館運営審議会等の構成

左表の「当該館に設置」している公民館のうち、社会教育法第30条の規定に基づいて置かれた公民館運営審議会の委員数

	委員数(人)	割合
公民館運営審議会等委員数	56,636	
学校教育関係者	6,471	11.4%
社会教育関係者	26,316	46.5%
家庭教育の向上に資する活動を行う者	8,250	14.6%
学識経験者	15,599	27.5%

公民館の学習内容別学級・講座数の構成の推移



(出典) H23社会教育調査

※H22年度間には、岩手県、宮城県及び福島県の数値は含まない -68-